

「四国健康支援食品評価会議」規約

（目 的）

第1条 本規約は、「四国健康支援食品制度運用要綱」（以下、「要綱」という）に基づき「四国健康支援食品評価会議」（以下、「評価会議」という）の運営について必要な事項などを定める。

（評価員）

第2条 評価会議は、食品の機能性表示に知見などを有する研究機関、大学、法律事務所、経済団体などの有識者で構成するものとし、「四国健康支援食品制度推進委員会」（以下、「委員会」という）の発議に基づいて、第3条で定める代表評価員が評価員の委嘱を行うこととする。

なお、評価員の任期は3年とし、再任は妨げられないものとする。

（役 員）

第3条 評価会議に代表評価員を置く。

- 2 代表評価員は、委員会が指名する。
- 3 代表評価員は、要綱で定められた項目の実施を総括する。
- 4 代表評価員は、必要に応じて、副代表評価員ならびに顧問を置くことができる。

（運 営）

第4条 評価会議の運営は代表評価員が行う。代表評価員がこの職務を遂行できない場合に代表評価員が指名する評価員がその職務を代行する。

- 2 代表評価員は、要綱第3条の評価を行うため、評価員を招集して会合を開催することができるものとする。また、この評価は、全会一致を原則とする。
- 3 代表評価員は、必要に応じて、オブザーバーを招聘できるものとする。オブザーバーは、代表評価員ならびに評価員からの求めに応じて意見を述べることとし、決議には加わらないこととする。

（事務局）

第5条 評価会議の事務局は、当面の間、「特定非営利活動法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク」に置く。

事務局の運営に関して必要な場合は、別途定めることとする。

（その他）

第6条 本規約に定めるもののほか、評価会議の運営に関して必要な事項は評価会議に諮り、定めることとする。

附 則

本規約は、平成29年6月27日から適用する。

本規約は、平成29年9月1日から適用する。

本規約は、令和2年5月1日から適用する。

令和7年4月1日

四国健康支援食品評価会議
評価員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職
代表評価員	柚 源 一 郎	自然免疫制御技術研究組合 代表理事
副代表評価員	三 浦 健 人	一般社団法人北海道バイオ工業会 事務局長
評 価 員	島 村 智 子	高知大学 農林海洋科学部 教授
	樋 口 明 巳	あかつき法律事務所 弁護士
	吉 村 寛 志	社会医療法人喜悦会 那珂川病院 院長

「四国健康支援食品審査委員会」規約

（目 的）

第1条 本規約は、「四国健康支援食品制度運用要綱」（以下、「要綱」という）に基づき「四国健康支援食品審査委員会」（以下、「審査委員会」という）の運営について必要な事項などを定める。

（委 員）

第2条 審査委員会は、食品の機能性に関する学術論文の内容について要綱で定められた基準に適合しているか否かを判断できる学識経験者などで構成するものとし、「四国健康支援食品制度推進委員会」の発議に基づいて、「四国健康支援食品評価会議」（以下、「評価会議」という）の代表評価員が委嘱を行うこととする。

（運 営）

第3条 審査委員会の運営は事務局が行うこととする。

2 審査委員会は、要綱第3条の評価に関する審議を行うため、必要に応じて、会合を開催し、要綱第7条第3の規定により申請事業者に対してヒアリング等を実施する場合がある。この場合の議事進行については、評価会議の代表評価員あるいは代表評価員が指名する評価員が行うこととする。

（事務局）

第4条 審査委員会の事務局は、当面の間、「特定非営利活動法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク」に置く。

（その他）

第5条 本規約に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は審査委員会に諮り、定めることとする。

附 則

本規約は、平成29年6月27日から適用する。

令和7年4月1日

四国健康支援食品審査委員会
審査委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委 員	岡 崎 勝 一 郎	香川大学 名誉教授
	菅 原 卓 也	愛媛大学大学院 農学研究科教授 食品健康科学研究センター長
	富 裕 孝	高知大学 次世代地域創造センター 土佐フードビジネスクリエータ人材 創出事業 特任教授